

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

許認可等の名称	毒物劇物販売業の登録更新
根拠法令等の条項	毒物及び劇物取締法第4条第4項 毒物及び劇物取締法施行規則第4条第2項 豊田市保健所長事務委任規則第2条第1項第24号
法令等の定め 又は概要	毒物劇物販売業の登録を受けた者は、6年ごとに更新を受けなければならない。 登録の日から起算して6年を経過した日の1月前までに、登録更新申請書に登録票を添えて提出することにより行う。
審査基準	次の要件をすべて満たしている場合に、登録の更新を行う。 1 登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第1項第2号から第4号まで）に適合すること。 2 登録を受けようとする者が、毒物及び劇物取締法第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していること。
設定年月日	平成10年4月1日（最終更新：平成26年11月25日）
標準処理期間	15日